

(平成24年3月22日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認山口地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

2 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 1 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 3 月から 56 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 3 月から 56 年 3 月まで

私は、私の妻が事業所を退職した昭和 52 年 3 月頃に、国民年金に加入し、私の妻が集金に来た婦人会の方に夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付した記憶がある。

申立期間に係る保険料の領収書は保存していないが、納付していたはずなので、申立期間の納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私は、私の妻が事業所を退職した昭和 52 年 3 月頃に、国民年金に加入し、私の妻が集金に来た婦人会の方に夫婦二人分の保険料を一緒に納付した記憶がある。」と主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号を持つ任意加入者の資格取得日から、申立人の国民年金加入手続は、昭和 58 年 1 月初旬頃に行われたと推認でき、申立人が主張する加入手続を行った時期と相違している。

また、申立人が所持する年金手帳には、国民年金の被保険者に初めてなった日として昭和 52 年 3 月 8 日（後にオンライン記録において昭和 44 年*月*日に訂正）と記載されていることから、国民年金の加入手続を行ったと推認される 58 年 1 月初旬頃から遡って国民年金の被保険者資格を取得したことが確認できる上、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、A 市が保管している昭和 52 年度から 58 年度までの国民年金収納簿を見ると、このうち、52 年度から 56 年度まで申立人の妻の氏名は確認できるものの、申立人の氏名は確認することができず、申立人の氏名を確認することができるのは、前述のとおり申立人が国民年金に加入したと推認され

る 57 年度からである。

加えて、昭和 57 年度及び 58 年度の国民年金収納簿における申立人及びその妻の保険料収納日を見ると、申立人は、昭和 57 年 4 月から同年 9 月までの保険料を 58 年 2 月 14 日に、57 年 10 月から 58 年 3 月までの保険料を同年 3 月 22 日に、同年 4 月から同年 6 月までの保険料を 58 年 11 月 14 日に納付しているが、その妻は毎月保険料を納付しており、申立人とその妻の収納日が一致するのは、同年 7 月以降の保険料であることが確認できることから、夫婦一緒に保険料を納付したとする申立内容と相違している。

このほか、申立人の国民年金保険料が納付されたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに国民年金保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

山口厚生年金 事案 1138 (事案 449 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 1 月 19 日から同年 10 月 1 日まで

私は、当初の申立てが認められなかった後、A学校へ改めて勤務実態及び厚生年金保険の加入について照会したところ、同校から「申立期間当時、厚生年金保険への加入手続は行っていない。」との回答を得た。

しかし、私は、A学校が発行した在職期間証明書のとおり、申立期間においてB職及びC職として勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、A学校が保管する人事記録及び雇用保険の被保険者記録から、申立人が同校に勤務していたことは確認できるが、同校の回答などから判断すると、同校に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者の職種は全員「D職」であり、D職以外の職種は厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえること、及び同校は「当時の資料が無いため、厚生年金保険への加入の取扱いは不明である。」と回答していること等を理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成 21 年 8 月 26 日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回の申立てにおいて、A学校へ再度照会したところ、「申立期間当時の保険料控除に関する資料及び厚生年金保険被保険者の資格取得又は喪失に関する資料が保存されていないため詳細は不明であるが、申立人及び申立人と同様の職種の職員は厚生年金保険に加入させていなかったものと思われる。」との回答を得た。

また、A学校の資料から確認できるC職一人とE職一人は、申立期間当時、同校に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に氏名を確認することができない。

さらに、今回、申立人は、A学校において、申立人と同じB職又はC職として従事していた同僚二人を思い出したとしているが、同校の回答から二人とも正職員で、かつ、F組合の組合員であったことが確認できる。

これまでに収集した人事記録等の資料を再検討したが、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

なお、申立人は、「申立期間当時、A学校にB職及びC職として勤務していたことは、同校発行の在職期間証明書により明らかであるので厚生年金保険被保険者として認めてほしい。」と主張しているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が被保険者から厚生年金保険料を源泉控除しながら、社会保険庁（当時）に納付したことが明らかでないとは判断された場合である。